

一般乗合旅客自動車運送事業者用
一般貸切旅客自動車運送事業者用
特定旅客自動車運送事業者用
自家用有償旅客運送者用

I. 事故

1. 目的

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

また、平成21年9月、消費者安全法が施行されたことにより、乗客に死者若しくは重傷者が生じた事故又は当該事故を発生させるおそれがあった事故については、同法第2条第6項に規定する「消費者重大事故等」に該当し、同法第12条第1項に基づき国土交通大臣から内閣総理大臣（消費者庁）への通知を行う必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の各地方運輸支局等への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」（昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。）第4条又は「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」といいます。）第1項に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則又は告示に基づく速報に代えることができます。

本マニュアルによる速報後は、報告規則第2条に該当する事故にあつては、報告規則第3条に基づき、同条に規定する期限以内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

2. 事故発生時の対応

(1) 速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

- ① 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号イ）
- ② 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号ロ）
- ③ 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号ハ）
- ④ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故（報告規則第4条第1項第3号）
- ⑤ 転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触した事故（報告規則第4条第1項第1号）
- ⑥ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定

に違反する行為をいう。) (報告規則第4条第1項第5号。事故のない酒気帯び運転についてはマニュアル固有)

- ⑦ 自然災害に起因する可能性のある事故 (マニュアル固有)
- ⑧ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき (告示第1項)

(2) 速報 (第1報)

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等及び別添1の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者(※)は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先(注)へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、速やかに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

(※) 御社の中であらかじめ選任をお願いします。

(注) 各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)】

各運輸支局整備部門 (保安担当)

TEL・FAX (別添連絡先名簿)

様式 (別添様式)

【連絡先の勤務時間外 (月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日)】

携帯電話 (別添連絡先名簿)

(☆) 2. (1) ①、②又は④で乗客に係るもの及び③については、特に速やかな報告をお願いします。

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事業者名

イ 事業形態 (一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者の別)

ウ 発生日時

エ 発生場所

オ 事故車の登録番号

カ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数

(それぞれ乗客、乗員、その他の別ごとに。区別がわからない場合は合計数のみ記載し報告をお願いします。)

- キ 事故概要
- ク 情報入手先
- ケ その他判明している事項
- コ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

以下の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないように、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任して下さい。

【別添様式】

F A X 送信票

各運輸支局整備部門（保安担当） あて 平成 年 月 日
時 分 現在

F A X (別添連絡先名簿)

事 故 報 告 (第 報)

事業者名			
事業形態	一般乗合	一般貸切	特定 自家用有償 (いずれかを○で囲む)
事故発生日時	平成	年	月 日 時 分
事故発生場所			
事故車の登録番号			
	死者数	総負傷者数	
		うち重傷者数	
乗客	名	名	名
乗員	名	名	名
その他	名	名	名
合計※	名	名	名
<事故概要>			
情報入手先			
<その他判明している事項>			
【緊急連絡担当者名・連絡先】			
氏名		TEL	

※ 乗客・乗員その他区別がわからない場合は合計欄のみ記入。

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

一般乗合・一般貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送者

報告

速やかに

報告は管轄の運輸支局等へ!

各運輸支局整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話・FAX: **連絡先名簿**のとおり

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: **連絡先名簿**のとおり

1. ~4.
(1.、2.
及び4.
については
乗客に
係るもの)
は特に速
やかに!

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに!

- ①事業者名 ②事業形態 ③発生日時 ④発生場所
 - ⑤事故車の登録番号 ⑥死者数、重傷者数及び負傷者数 ⑦事故概要
 - ⑧情報入手先 ⑨その他判明している事項
 - ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告

Ⅱ. 事件

1. 目的

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者に運行の安全にかかわる事件が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。また、バスジャック予告、爆破予告など重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図ることが求められております。

このため、以下の事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様にも速やかな報告をお願いすることによって、情報の迅速な伝達及び事件等への円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

2. 特定重大事件発生時の対応

(1) **速報**の対象となる特定重大事件

速報していただく特定重大事件は、以下のとおりです。

- ①バスジャック
- ②施設の不法占拠
- ③爆弾又はこれに類するものの爆発
- ④核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

(2) **速報**（第1報）

速報の対象となる特定重大事件が発生した際には、以下の手順等及び**別添2**の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第1報を**直ちに**各地方運輸局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、**直ちに**第1報を各地方運輸局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）各地方運輸局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

北海道運輸局自動車技術安全部保安・環境課（保安・環境調整官付）

TEL 011-290-2754

FAX 011-290-2705 **（別添様式1）**

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 080-1971-6711

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事件種別

イ 事件概要

ウ 被害の概要（死傷者数など）

エ 事業者名

オ 事業形態（一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者の別）

カ 発生日時

キ 発生場所

ク 被害車両の情報（登録番号、起終点など）

ケ 警察への届出の有無及び警察の対応状況

コ 情報入手先

サ その他把握している事項

シ 今後の対応

ス 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、国土交通省自動車交通局安全政策課及び各地方運輸局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. 重大事件発生時の対応

(1) 速報の対象となる重大事件

特定重大事件以外の次の事件です。

①乗客、乗員に死者が出た事件

②乗員による業務中の暴行事件

③その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であつて、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる重大事件が発生した際には、以下の手順等及び別添2の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、速やかに第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

各運輸支局整備部門（保安担当）

TEL・FAX （別添連絡先名簿）

様式 （別添様式2）

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 （別添連絡先名簿）

② 速報手段

通常勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事件概要

イ 被害の概要（死傷者数など）

ウ 事業者名

エ 事業形態（一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者の別）

オ 発生日時

カ 発生場所

キ 被害車両の情報（登録番号、起終点など）

ク 警察への届出の有無及び警察の対応状況

ケ 情報入手先

コ その他把握している事項

サ 今後の対応

シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に「速やかに」報告していただくとともに、各地方運輸局等緊急連絡担当先又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

4. 特定重大事件又は重大事件の予告時の対応

(1) 速報の対象となる事件予告

・特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる事件予告があった際には、以下の手順等及び「別添2」の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を「速やかに」各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、「速やかに」第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

各運輸支局整備部門（保安担当）

TEL・FAX 「別添連絡先名簿」

様式 「別添様式3」

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 「別添連絡先名簿」

② 速報手段

通常の勤務時間内（月曜～金曜の8：30～17：15）にあつては、直通電話又は携帯電話へご連絡ください。

勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）にあつては、携帯電話へご連絡ください。

③ 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

ア 事業者名

- イ 事業形態（一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者の別）
- ウ 受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- エ 予告日時、予告場所、予告内容
- オ 情報入手先
- カ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- キ その他把握している事項
- ク 今後の対応
- ケ 緊急連絡担当者名及び連絡先

（3）第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に「速やかに」報告していただくとともに、各地方運輸局等緊急連絡担当先又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いいたします。

5. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないように、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報の把握・伝達が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任してください。

F A X 送信票

【別添様式 1】

北海道運輸局自動車技術安全部保安・環境課（保安・環境調整官付）あて

平成 年 月 日

F A X 0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 0 5

時 分 現在

特定重大事件報告（第 報）

事件種別	<input type="checkbox"/> ハスジャック <input type="checkbox"/> 施設の不法占拠 <input type="checkbox"/> 爆弾等の爆発 <input type="checkbox"/> 核物質等の散布 <small>（いずれかを○で囲む）</small>
<事件概要>	
被害の概要 <small>（死傷者数など）</small>	
事業者名	
事業形態	<input type="checkbox"/> 一般乗合 <input type="checkbox"/> 一般貸切 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 自家用有償 <small>（いずれかを○で囲む）</small>
発生日時	平成 年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 <small>（登録番号、起終点など）</small>	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____ TEL _____	

F A X 送信票

【別添様式3】

各運輸支局整備部門（保安担当） あて

平成 年 月 日

F A X (別添連絡先名簿)

時 分 現在

事件予告報告 (第 報)

事業者名	
受信日時	平成 年 月 日 時 分
受信者	
受信方法	
受信回数	
予告日時	平成 年 月 日 時 分
予告場所	
<予告内容>	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】氏名 _____ TEL _____	

特定重大事件

次の事件が発生した場合

- バスジャック
- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

- 乗客、乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告

- 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸局へ！

北海道運輸局自動車技術安全部保安・環境課
[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話: 011-290-2754 FAX: 011-290-2705

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: 080-1971-6711

報告は管轄の運輸支局へ！

各運輸支局整備部門保安担当
[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話・FAX: 連絡先名簿のとおり
[連絡先の勤務時間外・休日]
携帯電話: 連絡先名簿のとおり

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名 ⑤事業形態 ⑥発生日時
- ⑦発生場所 ⑧被害車両の情報 ⑨警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑩情報入手先
- ⑪その他把握している事項 ⑫今後の対応 ⑬緊急連絡担当者名及び連絡先

※第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事業者名
- ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③予告日時、場所、受信内容
- ④情報入手先
- ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑥その他把握している事項 ⑦今後の対応
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

事業用自動車 事件・事故等連絡先名簿

運輸局・支局連絡先名簿(保安担当・第一報等報告先)

	部・課・職名	直 通	FAX	緊急連絡先
本局	自動車技術安全部保安・環境調整官	011-290-2754	011-290-2705	080-1971-6711
札幌	検査整備保安担当	011-731-7168	011-712-2406	080-1971-6712
函館	検査整備保安担当	0138-49-8864	0138-49-1042	080-1971-6713
旭川	検査整備保安担当	0166-51-5363	0166-51-5273	080-1971-6718
室蘭	検査整備保安担当	0143-44-3013	0143-44-4019	080-1971-6714
釧路	検査整備保安担当	0154-51-2523	0154-51-6523	080-1971-6716
帯広	検査整備保安担当	0155-33-3282	0155-36-2669	080-1971-6715
北見	検査整備保安担当	0157-24-7633	0157-61-8248	080-1971-6717

支局連絡先名簿(輸送担当)

	部・課・職名	直 通	FAX
札幌	輸送・監査担当	011-731-7167	011-712-2405
函館	輸送・監査担当	0138-49-8863	0138-49-1042
旭川	輸送・監査担当	0166-51-5272	0166-54-4755
室蘭	輸送・監査担当	0143-44-3012	0143-44-4019
釧路	輸送・監査担当	0154-51-2514	0154-51-6523
帯広	輸送・監査担当	0155-33-3286	0155-36-2669
北見	輸送・監査担当	0157-24-7631	0157-61-8248

北海道運輸局自動車交通部関係連絡先名簿

	部・課・職名	直 通	FAX
北海道運輸局	自動車交通部旅客第一課	011-290-2741	011-290-2704
	課 長		
	課長補佐		
	自動車交通部旅客第二課	011-290-2742	011-290-2704
	課 長		
	課長補佐		
自動車交通部貨物課		011-290-2743	011-290-2704
	課 長		
	課長補佐		